

## 船橋市小児指定疾病医療費助成事業実施要綱に基づく支給額に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市小児指定疾病医療費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定により、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象患者 要綱第2条第1項に規定する対象患者をいう。
- (2) 対象医療 要綱第2条第2項に規定する対象医療をいう。
- (3) 対象患者の保護者 要綱第4条第1項に規定する対象患者の保護者をいう。
- (4) 成年患者 要綱第4条第1項に規定する成年患者をいう。

(負担上限月額)

第3条 要綱第4条第2項第1号に規定する市長が定める額（以下「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる対象患者の保護者又は成年患者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第6号までに掲げる者以外の者 15,000円
- (2) 次のイ又はロに掲げる者（次号から第6号までに掲げる者を除く。） 10,000円  
イ 対象患者及び対象患者の生計を維持する者（以下「対象世帯員」という。）に於いての対象医療のあった月の属する年度（対象医療のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額を合算した額（以下「所得割合算額」という。）が251,000円未満である場合における対象患者の保護者又は成年患者  
ロ 対象患者が、対象医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者であつて、同一の月に受けた対象医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額が50,000円を超えた月数が、申請を行った月以前の12月以内に既に6以上ある者（以下「高額治療継続者」という。）である場合における対象患者の保護者又は成年患者
- (3) 対象患者及び対象世帯員についての所得割合算額が71,000円未満（対象患者が高額治療継続者である場合にあつては、251,000円未満）である場合における対象患者の保護者又は成年患者（次号から第6号までに掲げる者を除く。） 5,000円
- (4) 次のイ又はロに掲げる者（次号から第6号までに掲げる者を除く。） 2,500円  
イ 市町村民税世帯非課税者（対象患者及び対象世帯員が、対象医療のあった月の属する年度（対象医療のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における対象患者の保護者又は成年患者をいう。次号において同じ。）  
ロ 対象患者が高額治療継続者であつて、対象患者及び対象世帯員についての所得割合算額が71,000円未満である場合における対象患者の保護者又は成年患者
- (5) 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、対象医療のあった月の属する年の前年（対象医療のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号

において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、対象医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。)及び対象医療のあった月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当その他の給付(以下「手当等給付」という。)を合計した金額の合計額が80万円以下である者 1,250円

(6) 対象患者及び対象世帯員が、対象医療のあった月において、被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)である場合における対象患者の保護者又は成年患者 0円

2 対象患者と生計を一にする者(以下「算定対象世帯員」という。)が対象患者である場合における負担上限月額、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる対象患者の保護者又は成年患者の区分に応じ、当該各号に定める額に医療費按分率(対象患者及び算定対象世帯員に係る同号に掲げる額を合算した額をもって同号に掲げる額のうち最も高い額を除いて得た率をいう。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 対象患者が難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病医療法」という。)第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病(難病医療法第5条第1項に規定する指定難病をいう。)の患者(以下「難病患者」という。)又は児童福祉法(平成22年法律第645号。以下「法」という。)第19条の2に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等(以下「小児慢性特定疾病児」という。)である場合又は算定対象世帯員が難病患者若しくは小児慢性特定疾病児である場合における負担上限月額は、第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる対象患者の保護者又は成年患者の区分に応じ定める額から次の各号に掲げる額を減じて得た額とする。

(1) 難病患者が難病医療法第5条に規定する特定医療における月額自己負担額

(2) 小児慢性特定疾病児が法第19条の2に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援における月額自己負担額  
(対象世帯員)

第4条 前条、次条及び第7条に規定する対象世帯員は、次の各号に掲げる対象患者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、対象患者の保護者又は成年患者が満18歳に達する日の前日に当該成年患者の保護者であった者であって、当該成年患者が満18歳に達する日以後においても同様の関係にあると認められるものが後期高齢者医療の被保険者である場合(第2号に掲げる場合に限る。)は、当該対象患者の保護者又は当該成年患者が満18歳に達する日の前日に当該成年患者の保護者であった者であって、当該成年患者が満18歳に達する日以後においても同様の関係にあると認められるもの及び対象患者の加入している国民健康保険の被保険者(当該対象患者以外の者であ

って、かつ、当該対象患者と同一の世帯に属するものに限る。)とする。

(1) 対象患者の加入している医療保険が国民健康保険以外である場合 対象患者の加入している医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。第7条第1号において同じ。）の規定による被保険者等（対象患者以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にあるものをいう。第7条第1号において同じ。）

(2) 対象患者の加入している医療保険が国民健康保険である場合 対象患者の加入している国民健康保険の被保険者（対象患者以外の者であって、かつ、対象患者と同一の世帯に属するものに限る。）

（所得割合算額）

第5条 第3条第1項第2号イ、第3号及び第4号ロに規定する所得割合算額の算定については、次の各号に掲げる対象患者の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。

(1) 対象患者が医療保険各法の規定による被保険者等である場合又は被保護者である場合 対象患者の市町村民税の所得割の額

(2) 対象患者の保護者が前条ただし書に該当する場合又は対象患者が同条第2号に掲げる区分に該当する場合 対象患者の市町村民税の所得割の額及び対象患者に係る対象世帯員の市町村民税の所得割の額

(3) 対象患者が前2号のいずれにも該当しない者である場合 対象患者に係る対象世帯員の市町村民税の所得割の額

2 前項の算定に当たって、対象患者又は対象患者に係る対象世帯員が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（手当等給付）

第6条 第3条第1項第5号に規定する手当等給付は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

(3) 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

(4) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第36条第

5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧国共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

- (5) 平成24年一元化法附則第32条第1項の規定による障害一時金
- (6) 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- (7) 平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- (8) 平成24年一元化法附則第56条第1項の規定による障害一時金
- (9) 平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- (10) 平成24年一元化法附則第78条第3項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第79条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの
- (11) 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの
- (12) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金
- (13) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく障害補償給付及び障害給付
- (14) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- (15) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- (16) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和60年法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当  
（算定対象世帯員）

第7条 第3条第2項に規定する算定対象世帯員は、次の各号に掲げる対象患者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 対象患者が第4条第1号に掲げる区分に該当する場合 対象世帯員及び対象患者の加入している医療保険各法の規定による被保険者等の被扶養者
- (2) 対象患者が第4条第2号に掲げる区分に該当する場合 対象世帯員  
附 則

- 1 この要領は、平成26年12月24日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成27年1月1日の前日において、改正前の要綱第7条の規定に基づく対象患者として登録を受けていた者、又は法第21条の5の規定に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要する費用の支給を受けていた者であって、平成27年1月1日から継続して第7条の規定に基づく対象患者として登録を受けている者に係る第3条第1項の規定の適用については、平成29年12月31日までの間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。(第2号ロ及び第4号ロの規定については除く。)

第1号	15,000円	10,000円
第2号	10,000円	5,000円(ロの場合にあつては、2,500円)
第3号	所得割合算額が71,000円未満(対象患者が高額治療継続者である場合にあつては、251,000円未満)	所得割合算額が71,000円未満
	5,000円	2,500円

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年9月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市小児指定疾病医療費助成事業実施要綱に基づく支給額に関する要領の規定は、平成30年9月1日以降に行われる小児指定疾病医療支援に係る小児指定疾病医療費の支給等について適用し、同日前に行われた小児指定疾病医療支援に係る小児指定疾病医療費等の支給等については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の船橋市小児指定疾病医療費助成事業実施要綱に基づく支給額に関する要領(第3条第1項第4号イ中「(特別区を含む。以下同じ。)」を加える部分及び「における児童等の保護者」を削る部分を除く。)の規定は、令和3年7月以降分の小児指定疾病医療費の助成について適用し、同年6月以前分の小児指定疾病医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。